平成２３年（フ）第３７３１号
大阪府池田市渋谷１丁目３番24―202号
債務者　田中まり子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８４９号
大阪府吹田市千里山東２丁目６番Ｅ―203号
債務者　髙山惠津子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９４２号
大阪市北区天満４丁目１番２号　天満佐藤ビル５Ｂ号室
債務者　尾田　孝子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９５３号
大阪市中央区高津２丁目８番10―302号
債務者　北村　和子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０００号
大阪府寝屋川市明徳１丁目６番47―203号
債務者　下鍋　正典
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０３７号
大阪市平野区加美鞍作３丁目12番20号
債務者　兒玉きみ子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０６６号
大阪市港区弁天１丁目４番９―503号
債務者　平松　總治
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１２０号
大阪市旭区新森５丁目13番12―306号
債務者　船積美佐子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１２２号
大阪府門真市石原町43番14号
債務者　小池　春枝
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１５０号
大阪市平野区喜連西１丁目17番41号　平野文化Ⅱ１―11
債務者　金原こと　金　　茂夫
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１７８号
大阪府吹田市高野台２丁目１番Ｂ41―401号
債務者　外園　博人
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１７９号
大阪府高槻市氷室町３丁目27番７号
債務者　小川　俊弥
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１８０号
大阪市浪速区日本橋５丁目11番15号　メゾンみぎわ４Ｄ号
債務者　大伴　幸一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１８１号
大阪市浪速区日本橋５丁目11番15号　メゾンみぎわ４Ｄ号
債務者　大伴亜希子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１８２号
大阪府守口市大宮通２丁目17番４号
債務者　小谷とめ子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１８８号
大阪市旭区高殿３丁目20番２―309号
債務者　国代　京子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２８号
千葉県八街市朝日45番地３
債務者　北村美智子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１４５号
千葉県四街道市大日288番地６
債務者　和田　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部